

書面交付まもなく6カ月...

～未実施の事業者、大丈夫ですか。そろそろやりましょう～

今年4月に施行された改正物流法の1つ“運送契約締結時の書面交付義務化”ですが施行直後は関心度は高いものの、対応出来ていない事業者がほとんどでした。

真荷主との相互の書面交付が始まらないと、委託先への書面交付も出来ないと思います。
もし未だ未実施であれば、そろそろ対応しましょう！（義務化違反は行政処分！）

何を？書面化する！？

交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・附帯作業等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払い方法
- ⑥書面を交付した年月日

- ・締結時未定の事項がある場合でも、遅くとも運送が行われる前に交付しなければならない
- ・締結時に未定事項がある場合は後日書面という形で別途交付※する対応をする（※但し運送前に交付）

電話連絡だけで完結する運送依頼は、書面交付義務違反になります。

行政処分

交付無し16件以上から：【初違反20日車】

全 く 保 存 な し：【初違反20日車】

処分基準詳細はこちらから→【[クリック](#)】

【関連法令等】

貨物自動車運送事業法

- 相互の書面交付(第12条) 真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するとき
- 委託先への書面交付(第24条) トラック事業者等が利用運送を行うとき

リンク有り (https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/jigyoho.html)



秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関